

コンプライアンス管理規程

第1条 （目的）

この規程は、当社の事業活動における全ての法令及び規則を遵守し、社会的信頼と評価の確保並びにC S R（企業の社会的責任）の徹底を図るため、当社のコンプライアンスに関する統制方針、体制、行動規範に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2条 （定義）

コンプライアンスとは、法令、条例、規則、規範、内規などを遵守するとともに、社会通念、社会理念などを尊重することをいう。

第3条 （適用範囲）

本規程は、役員及び当社で勤務する社員、契約社員、派遣社員、パート・アルバイト、退職者（以下「社員等」という）に適用する。

第4条 （役員・社員等の責務）

1. 役員・社員等は、この規程に定められている事項を理解し、遵守する。
2. 役員・社員等は、事業活動に関するすべての法令及び規則を遵守するとともに、社会通念、社会理念を尊重し、社会人としての良識に従い行動する。
3. 本規程に反する行為が発覚した場合、規程に基づき直ちに報告し、方針に従い、迅速かつ適切に是正する。
4. 他の役員・社員等が、本規程の違反があるにも関わらず、その行為を許可、承認、黙認してはならない。
5. 他の役員・社員等に対して、本規程の違反行為を指示、命令、教唆、強要してはならない。また指示、命令、強要、依頼された役員・社員等は、それを受けてはならない。

第5条 （コンプライアンス推進体制）

1. コンプライアンスに関わる取組を推進するために、「コンプライアンス委員会（以下、本委員会）」を設置する。
2. コンプライアンスに関わる事項の決定は、本委員会で審議決定する。重要事項については取締役会に報告する。

3. 本委員会の組織は、次の通りとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員
4. 本委員会の委員長は、社長が務める。
5. 委員は、担当役員、本部長で構成する。尚、必要に応じて関係者を入れることがある。
6. 本委員会の開催は、内部通報窓口からの報告又は必要が生じた場合は、委員長の招集により適宜開催することができる。
7. 本委員会は、公益通報対応業務従事者を定め、同従事者に対して書面により通知する。
8. 議題に関して審議、決定したことを企画管理本部長が記録し保管する。

第6条 (コンプライアンス委員会の役割)

1. コンプライアンスに関わる重要事項の調査・企画・立案を審議し、取締役会に報告する。
2. コンプライアンスに関わる教育、研修を企画・立案し、実施、見直しを図る。
3. コンプライアンスに関わる取組推進、要請に対する指導・助言、内部監査、教育の協力などを行う。
4. 次条に定める内部通報制度を構築し、運用する。

第7条 (内部通報制度)

1. 当社は、本規程で禁止されている行為、その他違法行為、不正行為、就業規則等社内規程に違反する行為、反倫理的行為またはそれらと疑われる行為に関する情報（(以下、リスク・コンプライアンス情報)）に接した社員等が、その情報をコンプライアンス委員に直接提供することができる内部通報制度を構築する。
「内部通報窓口」を企画管理本部（東西総務部）ならびに会社が指定する弁護士に設置・運営する。
2. 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受取ったコンプライアンス委員は、公益通報であるか否かの判断など迅速かつ適切に対応する。
3. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
4. 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・従業員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

第8条 (行動規範)

1. お客様からの信頼を確保するために
法令及び契約を遵守するとともに、お客様に満足いただけるよう「安全」「安心」

「快適」な運行管理サービス等の提供に努めること。

2. 株主様からの信頼を確保するために

透明性の高い情報提供を約束し、株主様に対する説明責任を全うすることに加え、株主様への利益の還元に全力で取り組むこと。

3. 社員等に対して

- ① 個人の基本的人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、国籍、身体障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。
- ② 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努める。
- ③ 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努める。
- ④ 創造的、効率的かつ安全で快適な職場環境を実現するよう努める。
- ⑤ 清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。また自らの健康づくりに努める。

4. 営業活動において

- ① 誠意をもって全てのお客様に公正かつ公平に接し適切な条件で取引を行うこと。
- ② 法令遵守はもとより、健全な商慣習、社会通念に従った営業活動を行うこと。
- ③ 第三者に関する情報は正当な方法で入手すること。また、所定の手続きを経ないでこれらを他の第三者に開示、漏洩しないこと。
- ④ 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。

5. 適正な会計

- ① 会計情報を正確に記録し、不適正な会計処理、誤解を与える会計報告を行わないこと。
- ② 会計情報を迅速かつ正確に開示できるよう、経理システムの維持、改善に努めること。

6. 社内情報・会社財産の尊重

- ① 在職中または退職後を問わず、会社情報を所定の社内手続きを経ないで開示、漏洩しないこと。
- ② 在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、会社に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
- ③ 入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を会社を開示しないこと。
- ④ 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- ⑤ 未公開の会社情報に基づき、インサイダー取引を行わないこと。
- ⑥ 会社財産を私的に流用しないこと。

7. 適切な契約、支出の禁止

- ① 政府機関（地方公共団体、特殊法人等、外国政府機関含む）及びその職員（元職員含む）、政治家（候補者含む）等に対し、法令および健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他携帯の如何を問わず、利益の提供を行わないこと。
- ② お客様の接待や、贈物その他商取引上の儀礼の提供にあたっては、法令遵守はもとよりお客様の制定している方針を尊重すること。

8. 広報・広告活動において

- ① 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- ② 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いることによって、自らの優位性を強調しないこと。

第9条 （解釈上の疑義）

本規程の解釈について疑義が生じた場合、コンプライアンス委員会で協議の上、解決する。

第10条 （規程の改廃）

本規程の改廃においては、コンプライアンス委員会で事前に協議、立案し取締役会において決議する。

第11条 （懲戒処分）

当社の役員・社員等が本規程内で禁止している行為をおこなった場合、懲戒の対象となり、コンプライアンス委員会で対象行為における見解をまとめた上で、賞罰委員会の決定により、以下の処分を行う。

- (1) 譴責
- (2) 減給
- (3) 出勤停止
- (4) 役職の罷免
- (5) 諭旨退職
- (6) 懲戒解雇

第12条 （施行）

この規程は、2022年6月1日から施行する。

- (1) 本規程は2024年9月1日より改定する。